

別表第一（第十七条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
業務の方法の変更 （法第十条の二）	1 変更の内容 2 変更予定年月日 3 変更の理由	1 変更後の業務方法書 2 業務方法書の変更箇所の新旧対照表 3 変更内容が次に掲げる事項に該当する場合は、当該各号に掲げる書類 (1) 法第八条第三項第一号又は第二号に掲げる事項第八条第三項第一号から第十二号までに掲げる書類 (2) 第十二第一号号に掲げる事項 第十条第三項に規定する計画書に準じて

		<p>作成した計画書（当該変更に係る投資 信託契約又は資産運用委託契約の締結 に関する部分に限る。）</p>
<p>資本の額の減少 （法第十条の二）</p>	<p>1 現在の資本の額 2 変更後の資本の額 3 変更の方法 4 変更予定年月日 5 変更の理由</p>	<p>1 定款 2 株主総会議事録（株主総会の議決が必 要ない場合は取締役会議事録） 3 変更後の株主名簿 4 減資を予定する日の属する営業年度及 び当該営業年度の翌営業年度から起算し て三営業年度の収支及び純資産額の見込 みを記載した書面 5 資本の額の変更手続を記載した書面</p>

別表第二（第十九条関係）

<p>資本の額の増加 （法第十条の三第一項）</p>		<p>項 目</p>
<p>商号の変更 （法第十条の三第一項）</p>	<p>1 新商号 2 旧商号</p>	<p>記載事項</p>
	<p>1 現在の資本の額 2 変更後の資本の額 3 変更の方法 4 変更予定年月日 5 変更の理由</p>	<p>添付書類</p>
	<p>1 定款 2 株主総会議事録（株主総会の議決が必 要ない場合は取締役会議事録） 3 変更後の株主名簿 4 資本の額の変更手続を記載した書面</p>	<p>1 変更後の定款 2 株主総会議事録</p>

	<p>3 変更予定年月日</p> <p>4 変更の理由</p>	
<p>支店その他の営業所の設置</p> <p>(法第十条の三第二項)</p>	<p>1 設置した支店その他の営業所の名称及び所在地</p> <p>2 設置年月日</p> <p>3 設置の理由</p>	<p>1 当該支店その他の営業所の構造及び規模を記載した書面</p> <p>2 当該支店その他の営業所の所在地を明らかにした地図</p> <p>3 当該支店その他の営業所の業務内容及び配置人員</p> <p>4 当該支店その他の営業所の設置に係る所要資金及びその調達方法を記載した書面</p> <p>5 当該支店その他の営業所の設置が投資</p>

	<p>本店、支店その他の営業所の位置の変更 (法第十条の三第二項)</p>
	<p>1 名称及び変更前の所在地 2 変更後の所在地 3 変更年月日 4 変更の理由</p>
<p>信託委託業者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面</p>	<p>1 変更後の本店、支店その他の営業所の構造及び規模を記載した書面 2 変更後の本店、支店その他営業所の所在地を明らかにした地図 3 当該位置変更に係る所要資金及びその調達方法を記載した書面 4 当該位置変更に係る投資信託委託業者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面</p>

<p>取締役及び監査役並びに重要な使用人の氏名の変</p>	<p>本店、支店その他の営業所の廃止 (法第十条の三第二項)</p>	<p>本店、支店その他の営業所の名称の変更 (法第十条の三第二項)</p>
<p>1 就任又は退任した取締役及び監査役並びに重要な使</p>	<p>1 廃止した本店、支店その他の営業所名及び廃止前の投所在地 2 廃止年月日 3 廃止の理由</p>	<p>1 変更前の名称及び所在地 2 変更後の名称 3 変更年月日 4 変更の理由</p>
<p>1 会社登記簿抄本 2 就任をした取締役及び監査役並びに</p>	<p>1 取締役解議事録 2 当該本店、支店の他の営業所の廃止が資信託委託業者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面</p>	

<p>更 （法第十条の三第二項）</p>	<p>兼業業務の廃止 （法第十条の三第二項）</p>	<p>投資信託約款の内容 （法第二十六条第一項）</p>
<p>用人の氏名、役職名及び代 表権の有無 2 就任又は退任年月日</p>	<p>1 廃止年月日 2 廃止の理由</p>	<p>1 投資対象 (1) 投資対象とする特定資 産の種類 (2) (1)以外の投資の対象と</p>
<p>重要な使用人に係る第八条第二号から第 五号までの書類</p>	<p>1 取締役会議事録 2 当該兼業業務の廃止が投資信託委託業 者の財産及び収支の状況に及ぼす影響を 記載した書面</p>	<p>1 当該投資信託約款（案） 2 受託会社の承諾書</p>

---

する資産の種類

- 2 証券投資信託にあつては、株式投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託をいう。）又は公社債投資信託（第六条第二号イに規定する証券投資信託をいう。）の別
  - 3 単位型（元本の追加をすることができない投資信託をいう。）又は追加型（元本の追加をすることができない投資信託をいう。）の別
-



---

4	当該投資信託約款に係る 投資信託の名称
5	募集期間
6	証券取引法第二条第三項 に規定する募集又は私募の 別
7	法第二条に規定する公募 、適格機関投資家私募又は 一般投資家私募の別
8	設定予定額又は当初設定 予定額
9	設定日
10	信託期間

---

	<p>投資信託約款の変更 (法第二十九条)</p>
<p>11 募集の取扱い又は私簿の取扱いを行う証券会社又は登録金融機関名(自ら受益証券の募集等を行う場合は、その旨)</p> <p>12 当該投資信託の投資信託財産の運用方針</p> <p>13 その他当該投資信託の特徴と認められる事項</p>	<p>1 当該投資信託約款に係る投資信託の名称</p> <p>2 変更の内容</p>
	<p>1 当該投資信託約款に係る新旧対照表</p> <p>2 変更後の投資信託約款(案)(法第三十条第一項に規定する当該変更の内容が</p>

<p>投資信託契約の解約 (法第三十一条)</p>	
<p>1 当該投資信託契約に係る 投資信託の名称</p>	<p>3 変更予定年月日</p> <p>4 変更の理由</p> <p>5 受益者が異議を述べるこ とができる期間</p> <p>6 異議を述べる方法</p> <p>7 買取請求の手法に関する 事項</p>
<p>2 当該投資信託契約に係る投資信託の投 1 受託会社の同意書</p>	<p>重大なものの場合に限る。)</p> <p>3 受託会社の同意</p> <p>4 当該投資信託約款に係る投資信託の投 資信託財産の直近の運用状況を記載した 書面(法第三十条第一項に規定する当該 変更の内容が重大なものの場合に限る。 )</p> <p>5 公告の内容を記載した書面(法第三十 条第一項に規定する当該変更の内容が重 大なものの場合に限る。)</p>

	<p>2 解約予定年月日</p> <p>3 解約の理由</p> <p>4 受益者が異議を述べるこ とができる期間</p> <p>5 異議を述べる方法</p> <p>6 買取請求の手法に関する 事項</p>	<p>資信託財産の直近の運用状況を記載した 書面</p> <p>3 公告の内容を記載した書面</p>
<p>投資信託委託業者の法三 十四条の十第一項に掲げ る業務の兼営 (法三十四条の十第二項 )</p>	<p>1 行おうとする業務の内容</p> <p>2 行おうとする業務の開始 予定年月日</p> <p>3 当該業務を行おうとする 理由</p>	<p>1 定款</p> <p>2 当該業務に係る業務の方法を記載した 書面(以下「業務方法書」という。)</p> <p>3 当該業務に係る業務の細則を記載した 書面</p>

	<p>投資信託委託業者の合併 又は営業の全部若しくは 一部の譲渡（以下本表に おいて「合併等」という 。） （法第三十八条第一項）</p>
	<p>1 合併等の相手方 2 合併等の年月日 3 合併等の方法 4 合併等の理由</p>
<p>4 当該業務の開始時の属する営業年度及 び当該営業年度の翌営業年度から起算し て三営業年度の収支見込みを記載した書 面 5 当該業務につき作成する契約書（案） 又は約款（案）</p>	<p>1 合併等の契約書 2 株主総会議事録 3 合併等の当事者の最近の貸借対照表 4 合併等の当事者の投資信託財産の内容 5 合併等の相手方が投資信託委託業者で ない場合は、当該会社の営業の内容並び</p>

- 
- 
- 6 合併等後存続する会社又は譲受会社の合併等をした日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支の見込みを記載した書面
  - 7 合併等の手続を記載した書面
  - 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条又は第十六条において準用する第十五条の規定による届出を提出したことを証する書面
  - 9 投資信託契約を解約し投資信託財産を

	<p>投資信託委託業者の破産、合併及び破産以外の理由による解散又は投資信託委託業又は投資法人資産運用業の廃止 (法第三十八条第一項)</p>
	<p>1 株主総会における解散又は廃止の決議の内容(破産にあつては、破産した事実)</p> <p>2 解散又は廃止の年月日</p> <p>3 破産、解散又は廃止の事由又は理由</p>
<p>償還する場合には、その償還の方法を明らかにした書面</p>	<p>1 株主総会議事録</p> <p>2 投資信託財産の内容を明らかにした書面</p> <p>3 投資信託契約を解約し投資信託財産を償還する場合には、その償還の方法を明らかにした書面</p> <p>4 投資信託契約に関する業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐ場合には、その引継ぎの方法を明らかにした書面</p> <p>5 投資法人との間の契約関係の処理その</p>

別表第三（第二十一条関係）

<p>投資信託委託業者の合併等、合併及び破産以外の理由による解散又は投資信託委託業の廃止の公告 （法第三十八条第三項）</p>	<p>1 公告の内容 2 公告を行った日刊新聞紙名 3 公告年月日</p>	<p>他投資法人資産運用業の廃止に伴う事務内容を記載した書面 6 清算の方法及び清算の手續を記載した書面</p>
---	---	--



項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
投資信託委託業者の常務 に従事する取締役の兼職 （法第十三条）	1 兼職会社名 2 兼職会社の役職名及び代 表権の有無 3 兼職予定年月日 4 兼職の理由	1 当該取締役の履歴書 2 当該兼職の承認申請に係る投信委託業 者の同意書 3 兼職しようとする会社の定款、直近の 営業報告書並びに最近における財産及び 損益状況を記載した書面 4 投資信託委託業者と兼職会社との取引 関係を記載した書面 5 当該取締役の兼職会社での職務内容及 び職務に従事する態様を記載した書面

	<p>投資信託委託業者の法第三十四条の十の規定により営む業務以外の業務の兼営（法第三十四条の十一第一項ただし書）</p>
	<p>1 兼業業務の内容 2 兼業業務の開始予定年月日 3 兼業業務を営もうとする理由</p>
<p>約款案</p>	<p>1 定款 2 当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面 3 兼業業務に係る業務の細則を記載した書面 4 当該業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支の見込みを記載した書面 5 当該業務につき作成する契約書案又は</p>

<p>投資信託契約の存続 (法第四十五条第四項)</p>	<p>認可事項の実行の延期 (法第四十七条第三項)</p>
<p>1 存続の理由 2 存続期間</p>	<p>1 実行予定年月日 2 延期の理由</p>
<p>当該存続の承認申請を行う投資信託契約に係る投資信託の投資信託財産の直近の運用状況を記載した書面</p>	<p>1 実行予定日以降の投資信託契約の締結、当該投資信託契約に基づく投資信託の販売計画その他の事業計画及び収支見込みを記載した書面 2 実行予定日以降の資産運用委託契約の締結、投資法人資産運用業の事業計画及び収支見込みを記載した書面</p>

別表第四（第三十七条関係）

書類の種類	記載事項	備考
	取引報告書 売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、税額及び営業所名	写しを一部保存しておくこと。

別表第五（第六十九条関係）

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等	備考
類			

<p>信託勘定元帳 、分配収益明 細簿</p>	<p>投資信託財産に係る 投資信託の名称、計 上月日、勘定科目 、借方、貸方、残高</p>	<p>借方欄、貸方欄には、勘定科目 ごとの変動状況を記載すること 。</p>	<p>信託勘定元帳及び分配収益明 細簿の科目について日々の変 動及び残高を記載した日計表 を作成する場合は、当該日計 表のつづりをもって信託勘定 元帳及び分配収益明細簿とす ることができる。</p>
<p>投資信託財産 明細簿</p>	<p>投資信託財産に係る 投資信託の名称、計 上月日、勘定科目、 借方、貸方、残高、</p>	<p>信託勘定元帳に計上された有価 証券、不動産その他の特定資産 並びに未収入金、未収配当金等 の主要な勘定科目については、</p>	<p>明細簿は、複数の帳簿を設け て記載事項をそれぞれ分別し て記載することができる。</p>

<p>受益証券基準 価格帳（投資 信託約款にお</p>	<p>受益証券台帳</p>	
<p>投資信託財産に係る 投資信託の名称、基 準価額計算日、貸借</p>	<p>投資信託財産に係る 投資信託の名称、受 益証券の発行及び消 却年月日、券種、記 番号、発行、消却、 及び残存枚数並びに その口数</p>	<p>単価、数量</p>
<p>受益証券の基準価額は、計算日 現在における当該信託勘定元帳 の資産総額から負債総額を控除</p>	<p>記名式については、上記のほか 、受益者の住所、氏名を記載す ること。</p>	<p>明細を記載すること。</p>
<p>上記記載事項が日計表に併記 されている場合は、当該日計 表のつづりをもって受益証券</p>	<p>受益証券発行帳、受益証券記 番号帳、記名式受益証券台帳 に分別して記載することがで きる。</p>	

	<p>いて、基準価 格をもって一 部解約に応じ ることとして いる投資信託 の場合に限る 。</p>
<p>取価格</p>	<p>対照表純資産総額、 有価証券評価損益、 先物取引等評価損益 、不動産評価損益、 その他資産評価損益 、外国投資勘定評価 損益、為替評価損益 、投資信託財産純資 産総額、残存受益権 口数、受益証券基準 価額、解約価額、買</p>
<p>替評価損益</p>	<p>した額に、次の評価損益を加減 した金額を同日の残存受益権口 数をもって除して得た金額とす る。</p> <p>(1) 国内有価証券評価損益及び 国内先物取引等評価損益</p> <p>(2) 国内不動産評価損益</p> <p>(3) その他資産評価損益</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる外貨 建資産に投資運用する場合、 外国投資勘定評価損益及び為</p>
	<p>基準価額帳に代えることがで きる。</p>

<p>投資信託財産 運用指図書</p>	<p>一部解約価額 帳（投資信託 約款において 、基準価額以 外の価額をも つて一部解約 に应じること としている投 資信託の場合 に限る。）</p>
<p>投資信託財産に係る 投資信託の名称、指</p>	<p>一部解約価額計算日 、貸借対照表準資産 額、残存受益権口数 、一部解約価額計算 式、一部解約価額</p>
<p>指図の内容には、次に掲げる資 産ごとに当該各号に掲げる事項</p>	<p>一部解約価額は、投資信託財産 の保有する資産の内容に照らし 構成な価額とする。</p>
<p>投資信託財産の運用指図のほ か、法第二十二条に規定する</p>	<p>一部解約価額の確定に関する 書類を保存すること。</p>



<p>図年月日、指図の内容 容、受託者及び委託 者の名称</p>	<p>を記載すること。 (1) 指定資産 売買の別、銘柄、数量、単 価、取引の種類、発注先証券 会社名等</p>	<p>株主権行使の指図及び商法第 三百四十一条の五に規定する 転換請求等の指図についても 必要事項を記載した指図書を 作成すること。</p>
<p>(2) 不動産 売買の別、当該不動産の所 在、地番その他当該不動産を 特定するために必要な事項、 数量・面積、売買価格、取引 の相手方</p>	<p>指図書は受託ごとに別紙とし 、委託者の代表者名を記名な つ印すること。なお、指図書 の控えを保存すること。</p>	
<p>(3) (1)及び(2)以外の特定資産 売買の別、当該特定資産の</p>		

<p>特定資産の価格等の調査結果</p>	<p>委託者の運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託先との連絡票</p>	
<p>特定資産の種類及び内容、特定資産の取</p>	<p>投資信託財産に係る投資信託の名称、指図月日、指図の内容、受託者及び委託者並びに当該委託先との連絡票名称</p>	
<p>委託先について、令第十条の四各号に掲げる区分を記載すること</p>	<p>指図の内容には、売買の別、銘柄、数量、単価、取引の種類、発注先証券会社名等を記載すること。連絡票は、受託者ごとに作成すること。</p>	<p>種類及び内容、数量、売買価格、取引の相手方</p>
<p>調査結果の報告書（不動産鑑定書又はその写しを含む。）</p>	<p>投資信託財産の運用指図のほか、法第二十二條に規定する株主権行使の指図及び商法第三百四十一條の五に規定する轉換請求等の指図についても必要事項を記載した指圖書を作成すること。</p>	

	<p>果等に関する書類</p> <p>得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日（期間）、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合不動産鑑定士の鑑定評価結果の概要</p>	<p>と。</p> <p>調査結果の概要には当該特定資産の調査価格の他、第二十二条第三項各号の特定資産の区分ごとに同号に掲げる事項について記載すること。</p>	<p>を保存すること。</p>
--	--	--	-----------------

別表第五の二

法定帳簿の種類	運用明細書	発注伝票（指定資産の発注
記載事項	運用年月日、運用の内容、資産保管会社名、資産保管会社への連絡日時	投資法人の名称、資産保管会社名、銘柄
記載要領等	運用の内容には、売買の別、銘柄、数量、単価、取引の種類、発注先証券会社名等を記載すること。	発注伝票は、発注時に作成すること。
備考	複数の投資法人と資産運用委託契約を締結している場合は、投資法人ごとに作成すること。	複数の投資法人と資産運用委託契約を締結している場合に

に係る場合に 限る。）	、売買の別、発注数量、約定数量、指し値又は成行の別、取引の種類、発注日時、約定日時、約定価格、先物取引については限月及び新規又は決済の別、オプション取引及び選択権付債券売買については権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新
----------------	---

は、発注伝票は、当該投資法の資産保管会社ごとに別紙とし、かつ、日付順につづり込んで保存すること。 コンピュータへの直接入力により発注伝票の作成を行う場合は、発注順に一覧表形式で発注伝票を作成できる。 同一日において価格が変動しない受益証券及び投資証券に係るものについては、銘柄、取得若しくは一部解約の別又は売買の別、発注数量、発注
---

<p>特定資産の価格等の調査結果</p>	<p>運用の権限を再委任した場合における当該再委託先と連絡票</p>	
<p>特定資産の種類及び内容、特定資産の取</p>	<p>運用年月日、運用内容、資産保管会社名、資産保管会社への連絡日時</p>	<p>規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料</p>
<p>委託先について、令第二十二條各号に掲げる区分を記載すること</p>	<p>運用の内容には、売買の別、銘柄、数量、単価、取引の種類、発注先証券会社名等を記載すること。</p>	
<p>調査結果の報告書（不動産鑑定書又はその写しを含む。）</p>	<p>複数の投資法人と資産運用委託契約を締結している場合には、投資法人ごとに作成すること。</p>	<p>日、約定日の記載をもって上記の記載に代えることができる。</p>

	<p>果に関する書 類</p>	<p>得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日（期間）、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合不動産鑑定士の鑑定評価の結果の概要</p>	<p>と。</p> <p>調査結果の概要には、当該特定資産の調査価格の他、第三十三条第三項各号の特定資産の区分ごとに同号の掲げる事項について記載すること。</p> <p>を保存すること。</p>
--	---------------------	---	---

別表第六（第六十九条第四項関係）

<p>法定帳簿の種類</p>	<p>総勘定元帳</p>
<p>記載事項</p>	<p>勘定科目、計上月日、借方、貸方、残高</p>
<p>記載要領等</p>	<p>勘定科目欄には、第七十条の営業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式に示されている科目を掲記し、借方欄、貸方欄に変動状況を記載すること。</p>
<p>備考</p>	<p>総勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該日計表のつづりをもって総勘定元帳とすることができる。</p>



<p>一部解約報告書</p>	<p>受益者名、約定月日、受益証券の名称、数量、単価、金額、手数料、源泉徴収税額</p>	<p>一部解約をしたときは、遅滞なく、解約請求した受益者へ交付できるように措置すること。</p>	<p>一部解約報告書の控えを保存すること。ただし、一部解約明細簿を作成する場合は、当該明細簿をもって控えとすることができ。</p>
<p>発注伝票（指定資産の発注に係る場合に 限る。）又は 成行の別、取引の種類、発注日時、約定</p>	<p>投資信託財産の名称、受託者名、銘柄、売買の別、発注数量、約定数量、指し値</p>	<p>発注伝票は、発注時に作成すること。 発注伝票は、受託者ごとに別紙とし、かつ日付順につづり込んで保存すること。</p>	<p>コンピュータへの直接入力により発注伝票の作成を行う場合は、発注順に一覧表形式で発注伝票を作成できる。同日において価格が変動しない投資信託受益証券、投資証券に係るものについては、銘</p>

---

日時、約定価格、先物取引については限月及び新規又は決裁の別、オプション取引及び選択権付債権売買については、権利行使機関、権利行使価格、プット又はコールの別、

---

---

柄、募集若しくは一部解約の別又は売買の別、発注数量、発注日、約定日の記載をもつて上記の記載に代えることができる。

---

<p>新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料</p>	<p>利害関係人等の状況表</p>
	<p>利害関係人等である法人等の名称、利害関係人等たる法人等の業務の概要、投資信託委託業者への出資額、投資信託委託</p>
	<p>該当する法人はすべて記載すること。 投資信託委託業者への出資額及び就任取締役名は、令第二十条第一号に該当する者について記載すること。</p>
	<p>利害関係人等について、その資本関係、人的関係又は受益証券の募集の取扱い等の状況を記載した資料を保存すること。</p>

	業者への就任取締役 名		
--	----------------	--	--

別表第七（第七十五条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
投資信託約款の内容 （法第四十九条の四第一 項）	1 投資対象 (1) 投資の対象とする特定 資産の種類 (2) (1)以外の投資の対象と する資産の種類	当該投資信託約款（案）

- 
- 2 単位型（元本の追加をすることができない投資信託をいう。）又は追加型（元本の追加をすることができ、投資信託をいう。）別
  - 3 当該投資信託約款に係る投資信託の名称
  - 4 募集期間
  - 5 証券取締法第二条第三項に規定する募集又は私募の別
  - 6 法第二条に規定する公募、適格機関投資家私募又は
-

---

一般投資家私募の別

7 合同して運用する信託の  
元本の総額

8 設定日

9 信託期間

10 募集の取扱い又は私募の  
取扱いを行う証券会社又は  
登録金融機関名（自ら受益  
証券の募集等を行う場合は  
、その旨）

11 当該投資信託の投資信託  
財産の運用方針

12 その他当該投資信託の特

---

別表第八（第八十二条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
投資信託約款の変更 （法第四十九条の十一に おいて準用する法第二十 九条）	徴と認められる事項  1 当該投資信託約款に係る 投資信託の名称 2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由	1 当該投資信託約款に係る新旧対照表 2 変更後の投資信託約款（案） 3 当該投資信託約款に係る投資信託の投 資信託財産の直近の運用状況を記載した 書面 4 公告の内容を記載した書面

<p>信託会社等の常務に従事する取締役の兼職（法第四十九条の十一において準用する法第十三条）</p>		
	<p>1 兼職会社名</p> <p>2 兼職会社の役職名及び代表権の有無</p> <p>3 兼職予定年月日</p> <p>4 兼職の理由</p>	
		<p>1 当該取締役の履歴書</p> <p>2 当該兼職の承認申請に係る信託会社等の同意書</p> <p>3 兼職しようとする会社の定款、直近の営業報告書並びに最近における財産及び損益の状況を記載した書面</p> <p>4 信託会社等と兼職会社との取引関係を記載した書面</p> <p>5 当該取締役の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面</p>



別表第九（第九十九条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
外国証券投資信託の信託 約款又はこれに類する書 類の内容の変更 （法五十九条において準 用する法第二十九条）	1 当該信託約款又はこれに 類する書類に係る外国投資 信託の名称 2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由	1 当該信託約款又はこれに類する書類に 係る新旧対照表 2 変更後の信託約款又はこれに類する書 類 3 受託者の同意書又はこれに代わる書類 4 当該信託約款又はこれに類する書類に 係る外国投資信託の信託財産の直近の運 用状況を記載した書面 5 公告の内容を記載した書面

別表第十（第四百四十四条第一項関係）

	<p>外国投資信託契約の解約 （法第五十九条において 準用する第三十一条）</p>
	<p>1 当該契約に係る外国投資 信託の名称</p> <p>2 解約予定年月日</p> <p>3 解約の理由</p>
<p>6 当該信託約款又はこれに類する書類の 変更に関する第九十八条第三項第一号か ら第四号に準ずる書面</p>	<p>1 受益者の同意書又はこれに代わる書類</p> <p>2 当該信託契約に係る外国投資信託の信 託財産の直近の運用状況を記載した書面</p> <p>3 公告の内容を記載した書面</p> <p>4 当該信託契約の解約に関する第五十一 条第三項第一号から第四号に準ずる書面</p>

別表第十一（第百五十五条第二項関係）

類	法定帳簿の種
	記載事項
	記載要領等
	備考

取引報告書	書類の種類
<p>売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、税額及び営業所名</p>	記載事項
<p>。写しを一部保存しておくこと</p>	備考

<p>投資証券台帳</p>	<p>投資証券不発行管理簿</p>
<p>投資証券の発行及び 消去又は無効年月日 、券種、記番号、発 行、投資主の氏名又 は名称、消去又は無 効及び残存枚数並び にその口数</p>	<p>不発行投資口数、投 資証券返還年月日、 返還口数、発行請求 年月日、発行年月日 、発行口数、投資主</p>
	<p>投資証券が返還された旨又は発 行した投資主名簿に記載するこ と。</p>
<p>投資証券発行帳、投資証券記 番号帳に分別して記載するこ とができる。</p>	

	<p>投資法人債権 台帳</p>	
<p>の氏名又は名称、不 発行残存投資口数</p>	<p>投資法人債券の発行 日、償還日若しくは 消去日又は無効年月 日、券種、記番号、 投資法人債権者の氏 名又は名称、償還若 しくは消却又は無効 及び残存枚数並びに その金額</p>	
	<p>発行価額の確定に関する書類 を保存すること。</p>	

別表第十二（第百五十六条第二項関係）

<p>投資口払戻価額帳</p>	<p>投資口発行価額帳</p>
<p>払戻価額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、払戻価額</p>	<p>発行価額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、発行価額</p>
<p>投資口の払戻価額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額とする。</p>	<p>投資口の発行価額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額とする。</p>
<p>払戻価額の確定に関する書類を保存すること。</p>	<p>発行価額の確定に関する書類を保存すること。</p>

法定帳簿の種類		不動産明細簿
記載事項	<p>有価証券保管 明細簿</p> <p>受入年月日、受入元 、受入原因、出庫年 月日、出庫先、出庫 原因、有価証券の種 類、銘柄、数量又は 金額、残高</p>	<p>受入年月日、受入元 、受入原因、出庫年</p>
記載要領等	<p>受入元及び出庫先は、取引の相 手方（証券取引所等を通じて行 われている場合は、当該証券取 引所名）を記載すること。 受入原因及び出庫原因は、売買 等当該取引の発生原因を記載す ること</p>	<p>受入元及び出庫先は、取引の相 手方を記載すること。受入原因</p>
備考	<p>複数の投資法人の資産保管会 社となつていない場合には、投 資法人ごとに作成すること。</p>	<p>複数の投資法人の資産保管会 社となつていない場合には、投</p>

	<p>その他資産保 管名細簿</p>
<p>月日、出庫先、出庫 原因、不動産の所在 地、種類、数量又は 金額、減価償却累計 額、残高</p>	<p>受入年月日、受入元 、受入原因、出庫年 月日、出庫先、出庫 原因、その他資産の 種類、数量又は金額 、残高</p>
<p>及び出庫原因は、売買等当該取引の発生原因を記載すること。</p>	<p>受入元及び出庫先は、取引の相手方を記載すること。受入原因及び出庫原因は、売買等当該取引の発生原因を記載すること。</p>
<p>資法人ごとに作成すること</p>	<p>複数の投資法人の資産保管会社となっている場合には、投資法人ごとに作成すること。</p>



別表第十三条（第百六十三条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
外国投資法人の届出内容 の変更（法第二百二十一 条第一項）	1 当該外国投資法人の名称 2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由	1 当該外国投資法人の規約又はこれに類 する書類に係る新旧対照表 2 変更後の規約又はこれに類する書類（ 案） 3 当該外国投資法人の直近の運用状況を 記載した書面 4 当該外国投資法人の規約又はこれに類 する書類の変更に關する第百六十二条第

	<p>外国投資法人の解散  (法第二百二十二条第一  項及び第二項)</p>
	<p>1 当該外国投資法人の名称  2 解散(予定)年月日  3 解散の理由</p>
<p>三項第一号から第四号に準ずる書面</p>	<p>1 当該外国証券投資法人の清算報告書若しくはこれに代わる書類(第一項の届出の場合)又は直近の運用状況を記載した書面(第二項の届出の場合)  2 解散の理由を明らかにする書面  3 当該外国投資法人の解散に関する第百六十六条第三項第一号から第四号に準ずる書面</p>